

【前期 第六問】 修正版

平成10年1月頃、Aは体の不調を感じ検査したところ、大腸からリンパ節までに悪性腫瘍が転移した末期がんであることが判明した。その後Aは甲医大病院に入院し、担当医(被告人)Xの下、がんの進行を遅らせる抗がん剤治療を行っていたが、その効果は見られず余命1年以内と宣告されていた。Aの夫Bは会社を休職して看病にあたっていたが、月日の経過とともにAの病状が悪化し、治療によって苦しむ様子見て、辛くやるせない感情を抱くようになった。

同年11月になると、AとBはこのまま病が進行した場合に、安楽死の選択をするかどうかの議論をするようになっていた。Aとしても、がんによる耐え難い苦痛の中、生きながらえるよりも、その苦痛から解放された方がいいのではないかと考えるようになり、Aは同月2日、Bと担当医Xに安楽死に同意する旨を伝えた。同年11月20日、Aの病状が急変し、意識レベルが急激に低下し、簡単な命令にも反応できなくなり、しきりに点滴を外そうとする不穏な行動をとるようになった。Bは、「これ以上苦しむのは見たくない。妻ももう死ぬことは分かっています。治療をやめてください。」とXに伝えたが、Xは医師として、まだ治療を続ける必要があると言ってBを説得した。その後、Aに対する治療で考えられる手段はほぼ講じられたが、Aの余命は一週間以内と宣告された。

同年11月26日、Aの病状はさらに悪化し、呼び掛けに応じず痛覚反応も見られなくなった。Bは「夫としてやれることは苦しみを少しでも軽減させることだ」と思い、同日午前9時頃、Xに「もう治療をやめてください。自然の状態ですべて死なせてほしい。妻の苦しむ姿はもう見てられない、十分考えたことです。それに妻も同意しているのですから。」と言った。Xは「今、治療器具を外して治療を中止しても、直ちに息を引き取るわけではない。」と何度も説得したが、最後は「わかりました」と諦め、同日午前11時20分、点滴を抜いて全ての治療を中止した。

しかし、Aは依然として苦しそうな呼吸を続けていたので、Bが「早く楽にしてくださいよ」とXに言い寄った。そこでXは、同日午後3時、いずれも呼吸抑制の副作用のある鎮静剤ホリゾン、抗精神薬セレネースを通常の2倍量Aに注射した。なおもAは苦しうに呼吸を続けていたため、XはBに詰問され、Bの要求通りにAの命を引き取らせようと決心した。同日午後8時半、殺意をもって、心停止の副作用のある不整脈治療剤ワラソン、塩化カリウム製剤KCLを希釈することなく注射し、Aを死亡させた。

Xの罪責について論ぜよ。

参考裁判例：横浜地裁平成7年3月28日判決